

# ①-1 介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。

裏表紙

【還付金詐欺に注意!!】

市役所の職員を名乗り、還付金の手続きについての電話が多数発生しています。

市役所から電話にて還付金のご案内をすることはありません。このような電話があった場合は一旦電話を切り、ご家族や警察にご相談ください。

この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。

【審査請求等について】

この通知書や納付に関することは、表紙に記載のお問い合わせ先にお尋ねください。なお、この処分に関する場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3カ月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

熊本県介護保険審査会  
〒862-8570 熊本中央区水前寺6丁目18-1  
熊本県庁 認知症施策・地域ケア推進課内

表紙

料金後納  
郵便

860-8618  
熊本市中央手取本町  
1番1号  
介護 太郎 様

郵便番号特別

000012

特別徴収(年金天引き)の方へ

令和6年度 熊本市介護保険料決定通知書

(お問い合わせ先)

この通知書や保険料賦課に関すること
<p style="text-align: center;">中央区役所 福祉課</p> <p style="text-align: center;">〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号</p> <p style="text-align: center;">電話 096-328-2311</p> <hr/> <p style="text-align: center;">介護保険課</p> <p style="text-align: center;">電話 096-328-2347</p>
保険料の納付や還付金に関すること
<p style="text-align: center;">国保年金課</p> <p style="text-align: right;">電話 096-328-2270</p>

20 c m

10.5 c m

年度を確認  
してください

「本算定」か確認して  
ください  
※「仮算定」は不可

【本算定】

○決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。

- ①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
- ②青色・・・口座振替
- ③茶色・・・代理納付（生活保護）

ほとんどの方が ①（緑色）の特別徴収です。①～③は説明文の内容が少し違いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

# ①-2 介護保険料決定通知書

「1～3」段階が非課税世帯

## 令和6年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和6年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。令和6年7月29日  
 つきましては、令和6年度分・令和7年度分(令和7年4月・6月・8月)の介護保険料について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。熊本市長

保険料の算定 あなたの所得段階は 5 段階です

保険料算定期間	月数	所得段階	保険料年額
R 6. 4 ~ R 7. 3	12	5	76,800
③ 減免額	④ 保険料積算額 ②×①+12		確定保険料額 ④-③
0	76,800		76,800

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。

被保険者番号	000000012
被保険者氏名	介護 太郎
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
算定日	令和6年6月29日

※この通知書は、令和6年6月29日時点の資格に基づいて作成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降に変更通知書を送付します。

令和6年度に納付する介護保険料額	76,800
------------------	--------

### (期別保険料額)

月期	保険料額		普通徴収の納期限
	普通徴収	特別徴収	
4月期		12,800	
5月期			
6月期		12,800	
7月期			
8月期		12,800	
9月期			
10月期		12,800	
11月期			
12月期		12,800	
1月期			
2月期		12,800	
3月期			
小計		76,800	
合計		76,800	

### (年金天引き日)

令和6年4月	令和6年4月15日	令和6年10月	令和6年10月15日
令和6年6月	令和6年6月14日	令和6年12月	令和6年12月13日
令和6年8月	令和6年8月15日	令和7年2月	令和7年2月14日

### 賦課の概観

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
課税	非課税	85,107
		1,285,107

- ・所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、課税世帯であれば5段階として計算します。
- ・「世帯」とは、原則として、4月1日現在の住民基本台帳(住民票)の世帯をもとに算定します。(ただし、4月2日以降に市外から転入された方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれ転入日・65歳到達日現在の世帯となります。)

### 令和7(2025)年度の介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和7年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次のようになります。  
 (令和7年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和7年度特別徴収額(4月)	12,800
令和7年度特別徴収額(6月)	12,800
令和7年度特別徴収額(8月)	12,800

特別徴収額の平準化のため、8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

### 介護保険料の減免

- 保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1～5の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額する制度があります。

1. 世帯の年間収入見込額(給与・年金・事業収入等全ての収入)が減免基準額を超えない方。
2. 市民税(住民税)を課税されている方の健康保険の被扶養者となっていない方。
3. 預貯金額が減免基準額を超えない方。
4. 居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
5. 介護保険料の滞納がない方。

- また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合など、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは、各区役所福祉課までお問い合わせください。

対象者の所得段階はこのページの右上に記載されています

## ② 介護保険料納付通知書（冊子形式）

17.5 c m

10 c m

860-8618 郵便区内特別  
熊本市中央手取本町  
1番1号  
介護 太郎 様




000107120242024000000000131051200000000130

令和6年度 熊本市介護保険料のお知らせ

算定日 令和 6年 6月30日  
この納付書は令和7年（2025年）5月31日まで使用できます。（ただし、郵便局については納期限が異なります。）

以下の記載内容になっているものが有効。記載内容が異なるもの（仮算定）は不可。

※この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。

令和 6 年度対象分 介護保険料明細書

あなたの所得段階は **5 段階** です

被保険者番号 0000000013 被保険者氏名 介護 太郎

(保険料算定基礎) 決定理由 当初賦課 (本算)

	保険料算定期間	月数 ①	所得 段階	保険料年額 ②	保険料積算額 ②×①÷12
(A)	R 6. 4 ~ R 7. 3	12	5	76,800	76,800
(B)	減 免 額				0
	確定保険料額 (A - B)				76,800

【保険料の算定】  
あなたの保険料所得段階は、令和5年中の所得状況などをもとに算定した結果、5 段階となります。

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
課 税	非課税	0 985,918

年度を確認してください

「1～3」段階が非課税世帯

5  
5ページ目

# ③ 介護保険料納入通知書

年度を確認  
してください

850-8518 郵便区内特別  
熊本市中央手取本町  
1番1号  
介護 太郎 様

令和 6年 7月 28日



## 介護保険料 納入通知書

介護保険料額が次の通り決定しましたので通知します。

令和 6年度 (令和 6年度賦課分)  
被保険者番号 0000000012 被保険者氏名 介護 太郎

「1~3」段階は  
非課税世帯

賦課の根拠		合計所得 年金収入	所得段階
世帯	本人	1,096,231	第3段階
非課税	非課税	2,296,231	

年間保険料	49,536円
仮徴収額	49,536円
差引保険料	0円

月	保 険 料		普通徴収の場合の 納 期 限
	特別徴収	普通徴収	
4月	32,000		令和 6年 4月 30日
5月			令和 6年 5月 31日
6月	17,536		令和 6年 7月 1日
7月			令和 6年 7月 31日
8月			令和 6年 9月 2日
9月			令和 6年 9月 30日
10月			令和 6年 10月 31日
11月			令和 6年 12月 2日
12月			令和 7年 1月 6日
1月			令和 7年 1月 31日
2月			令和 7年 2月 28日
3月			令和 7年 3月 31日
合 計	49,536		

これまでの保険料納付等	
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

これからの保険料納付等	
徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

期 間	段階 月数 (前半:後半)	基準額	保険料額	金融機関名
4月 ~ 3月	03 12	49,536	49,536	*****
合 計			49,536	*****

問い合わせ 中央区役所 福祉課 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL: 096-328-2311

(審査請求等について)  
この部分に不明がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。  
〔熊本県介護保険審査会 〒862-8630 熊本市中央区水前寺下丁4-1-1 熊本県庁 福祉対策部・福祉ケア推進課内 電話 096-333-2218〕  
なお、この部分については、審査請求に対する処分を経た場合に限り、当該審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。  
ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する処分を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 通知書番号 12  
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても議決がないとき。  
② 処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
③ その処決を経ないことによる正当な理由があるとき。

# ④ 介護保険料額変更通知書

年度を確認  
してください

862-0970  
熊本市中央区

郵便区内特別

令和 5年 7月 19日

様

熊本市長



## 介護保険料額変更通知書兼特別徴収中止通知書

納付方法によっては「兼特別徴収中止通知書」、「特別徴収を中止し」という文言がありません。

令和 6 年度分の介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり変更しますので通知します。

令和 6 年度 (令和 6 年度賦課分)

増 ( )

被保険者番号  
被保険者氏名

変更理由 転出  
変更年月日 令和 5

賦課の根拠

	世帯	本人	合計所得 年金収入	所得段階
変更前	非課税	非課税	0 436,667	第1段階
変更後	非課税	非課税	0 436,667	第1段階

「1~3」段階  
は非課税世帯

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

算出保険料	23,040 円
減免額	23,040 円
年間保険料	0 円
既通知済額	23,040 円
差引保険料	-23,040 円

### 期別保険料額

月	変更前保険料		変更後保険料		普通徴収の場合の 納期限
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月	9,400		0		
5月					
6月	9,400		0		
7月					
8月	100		0		
9月					
10月	1,540		0		
11月					
12月	1,300		0		
1月					
2月	1,300		0		
3月					
過年					
過々年					
計	23,040		0	0	差引増減額
合計額	23,040		0		-23,040

これまでの保険料納付等

徴収方法	特別徴収
特別徴収	厚生労働大臣
義務者	
特別徴収 対象年金	老齢基礎年金

これからの保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収	
義務者	
特別徴収 対象年金	

金融機関名		種別	口座番号
口座名義人			

### 保険料算定の基礎

期 間	変 更 前				変 更 後				
	段階	月数	基 準 額	算出保険料	段階	月数	基 準 額	算出保険料	減免額
4月～3月	01	12	23,040	23,040	01	12	23,040	23,040	23,040
変更前期間 4月～3月									0
				23,040					

問い合わせ 中央区役所 福祉課  
熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2311

### (審査請求等について)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

(熊本県介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目1-1 熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話 096-333-2218 )

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)


ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号

このページの無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください。

⑤ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証									
有効期限	令和 7年7月31日								
交付年月日	令和 6年8月 1日								
被保険者番号	00000000								
住所	熊本市中央区手取本町1番 1号 熊本市役所								
氏名	広域 次郎 男								
生年月日	昭和15年1月 2日								
発効期日	令和6年8月 1日								
適用区分	区分Ⅱ								
長期入院 該当年月日	保険 者印								
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>9</td><td>4</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td> </tr> </table> 熊本県後期高齢者医療広域連 	3	9	4	3	1	0	0	2
3	9	4	3	1	0	0	2		

有効期限を確認

令和7年7月末まで有効な認定証は  
**水色** です。

13 c m

9 c m